

指定短期入所生活介護

重要事項説明書

社 会 福 祉 法 人
清 和 会 み わ

指定短期入所生活介護

重要事項説明書

1 施設運営法人

- (1) 法人名 : 社会福祉法人 清和会みわ
- (2) 法人所在地 : 京都府福知山市三和町友渚小字大原野 7 9 番地 1 3 2
- (3) 電話番号 : 0 7 7 3 - 5 9 - 2 5 2 5
- (4) ファックス : 0 7 7 3 - 5 9 - 2 5 2 6
- (5) 代表者氏名 : 理事長 清水 史記
- (6) 法人設立年月日 : 平成 1 6 年 8 月 9 日

2 施設の概要

- (1) 施設の種類 : 指定短期入所生活介護 平成 1 7 年 9 月 2 日指定
指定事業所番号 京都府 2 6 7 1 9 0 0 2 5 2
- (2) 事業の目的
 - ・事業所は、介護保険法の理念に基づき、要介護高齢者及び要支援高齢者に対して、サービス計画に基づき介護及び生活援助等を行い、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営めることができるように総合的なサービスを提供することを目的とする。
- (3) 施設の名称 : 特別養護老人ホーム みわの里短期入所
- (4) 施設の所在地 : 京都府福知山市三和町友渚小字大原野 7 9 番地 1 3 2
- (5) 電話番号 : 0 7 7 3 - 5 9 - 2 5 2 5
- (6) 施設長（管理者名） : 谷掛 浩
- (7) 事業所の運営方針
 - ・事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って保健・医療・福祉関係機関や行政機関等との密接な連携のもと適正かつ総合的なサービスを提供するよう努めるとともに、特別養護老人ホームの事業と一体的な運営に留意する。
 - ・地域や家庭との結びつきを重視し明るく家庭的な雰囲気のもと懇切・丁寧を旨とした運営を行い、市町村居宅サービス事業者、他の介護保険施設、その他保健・医療・福祉サービス提供者と綿密な連携を図り、利用者が地域において総合的なサービス提供を受けることができるよう努める。又必要な事項について利用者、家族の同意を得て行う。
 - ・すべての職員は、社会福祉施設の従事者としての自覚と誇りをもって専門的知識及び技術の向上に努めるものとする。
- (8) 開設年月日 : 平成 1 7 年 9 月 2 日

3 施設の設備等の概要（特別養護老人ホーム含む）

（1）敷地および建物

敷	地	17,300㎡
建物	構 造	鉄骨造、平屋建
	延べ床面積	3,903.22㎡（共用部・特養部含む）
	利用定員	10名

（2）居室等の概要

居室・設備の種類	室 数	備 考
1人部屋	10室	
食堂・機能訓練室	1室	
浴 室 ①	1室	一般浴槽（個浴）
浴 室 ②	1室	特殊浴槽
医 務 室	1室	

- *1 厚生労働者が定める基準により、指定介護老人福祉施設に必置が義務づけられている施設・設備です。
- *2 入居される居室は、利用者の心身の状況や居室の空き状況によりご希望に添えない場合もあり、又、利用者からの居室の変更希望があった場合は、居室の空き状況によりその可否を決定します。
又、利用者の心身の状況により居室を変更する場合があります。

4 職員の配置状況

☆ 職員の配置については、指定基準をみたしており、特別養護老人ホームと兼務しております。

職 種	配置職員数	指定基準
施設長（管理者）	1名	1名
医師（嘱託）	1名	1名
介護職員	常勤換算方法で25名以上	20名
看護職員	3名以上（常勤1名以上）	3名
生活相談員	1名以上	1名
介護支援専門員	1名以上（常勤1名以上）	1名
管理栄養士	1名以上	1名
機能訓練指導員	1名以上	1名

5 職員の勤務体制

職 種	勤 務 体 制
施設長（管理者）	8：30～17：00
医師（嘱託）	週2日（13：00～14：00）
生活相談員	8：30～17：00

介護職員	早出（ 7：00～15：30） 日勤（ 8：30～17：00） 遅出（12：00～20：30） 夜勤（16：30～ 9：00）
看護職員	8：30～17：00
介護支援専門員	8：30～17：00
管理栄養士	8：30～17：00
機能訓練指導員	8：30～17：00

6 施設等の区分

施設等の区分	併設型
人員配置区分	I型（看護・介護職員数 3：1）
機能訓練指導体制	あり
夜間勤務条件基準	（介護職員2ユニットに1名）
送迎体制	対応可

7 営業日および利用の予約

営業日および時間	年中無休
----------	------

8 サービス内容と利用料

（1）介護保険適用サービス

種類	内 容
①食 事	管理栄養士の献立による朝・昼・夕食を原則として各ユニット食堂にておとりいただきます。 朝食 8：00頃 昼食 12：00頃 夕食 17：30頃
②入 浴	・週2回以上の入浴又は清拭を行います。 ・身体の状態に応じ、機械浴又は清拭となる場合があります。
③介 護	施設サービス計画に沿って次の介護を行います。 ・ 食事介護 ・ 着替え介助 ・ 排泄介助 ・ おむつ交換 ・ シーツ交換 ・ 体位変換 ・ 施設内の移動の付き添い等

④ 機能訓練	サービス計画に沿って、ユニット内の訓練室（食堂を兼ねる）にて機能回復訓練を行います。
⑤健康管理	・常に利用者の健康の状況に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置をとります。 ・緊急等必要な場合には、主治医あるいは協力医療機関等に引き継ぎご家族様に連絡致します。 ・緊急時、利用者が外部の医療機関に受診する場合は、その介添えについてできるだけ配慮します。
⑥相談および援助	・当施設は、利用者およびそのご家族からのいかなる相談についても、誠意をもって応じ、可能な限り必要な援助を行うよう努めます（相談窓口）生活相談員及び介護支援専門員
⑦送迎	・ご自分で来所が困難な方は、送迎車で入退所の送迎を行います。

（２）通常の事業の実施地域

福知山市（三和町、六人部、南陵、桃映地区の一部、日新地区の一部、成和地区の一部、京丹波町瑞穂地区の一部、丹波篠山市西紀地区の一部、丹波市市島町の一部

（３）介護保険適用サービスの利用料金

別表による。

（４）介護保険適用外のその他サービスと利用料

別表による。

９ 利用料の支払方法

事業者は、利用料金を１ヶ月ごとに計算し明細を付して１５日頃から順次請求書を送付しますので、下記の方法によりお支払い下さい。入金確認後、領収証を送付します。

◎口座引き落としによるお支払い

京都府内の農業協同組合（ＪＡ）とゆうちょ銀行の指定口座より毎月２２日に利用料金を自動引き落としとさせていただきます。

◎窓口でのお支払い

法人事務局窓口での現金によるお支払いを受付けております。（受付時間 日曜日及び１２月３１日から１月３日までの間を除く８：３０～１７：００）

◎口座振り込みによるお支払い

事業所指定口座へお振込みいただきます。振込手数料は利用者の負担となります。（振込口座は請求書に記載しております）

１０ サービスの利用方法

（１）サービスの利用開始

ア．まず、お電話等でお申し込みください。事業所職員がお伺いし、事業所と利用者との間に入所契約を結びます。

イ．居宅サービス計画（ケアプラン）の作成を依頼している場合は、事前に担当の介

護支援専門員とご相談ください。

(2) サービスの終了

ア. 利用者のご都合でサービスを終了する場合

(ア) 利用者は、事業者に対して、3日間の予告期間をおいて文書で連絡をすることにより、契約をやめることができます。

ただし、利用者の病変、急な入院などやむを得ない事情がある場合は、予告期間が3日間以内の連絡でもこの契約をやめることができます。

(イ) 利用者は、事業者に次の①から⑤の事情があった場合には、文書で連絡することにより、直ちにこの契約をやめることができます。

- ① 事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合
- ② 事業者が守秘義務に反した場合
- ③ 事業者が利用者やそのご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合
- ④ 事業者が破産などの事情により事業を継続することが困難になった場合
- ⑤ 事業者が介護保険法令やこの契約に著しく違反した場合

イ. 事業者の都合でサービスを終了する場合

(ア) 事業者は、サービスの提供を続けることが困難になるなどやむを得ない事情がある場合、利用者に対して、30日の予告期間をおいて理由を示した文書で連絡することにより、契約をやめることができます。

(イ) 事業者は、利用者に①から④の事情があった場合は、利用者に、文書で連絡することにより、直ちにこの契約をやめることができます。

- ① 利用者が、利用料等の支払いを正当な理由なく1ヶ月以上遅れ、その後、事業者が利用料を支払うよう催告したにもかかわらず、利用者が20日以内に支払いをしない場合
- ② 利用者が、正当な理由なくサービスの中止をしばしば繰り返した場合、または利用者の入院もしくは病気等により、3ヶ月以上にわたってサービスが利用できない状態であることが明らかになった場合
- ③ 利用者またはそのご家族が、事業者や従業員または他の利用者に対して、この契約を継続することが困難になるほどの重大な背信行為を行った場合
- ④ 事業者は、利用者またはその身受引受人ないしご家族、その他関係者が故意に法令違反その他著しく常識を逸脱する行為をなし、事業者の事前の申し入れにもかかわらず改善の見込みがなく、本契約の目的を達することが著しく困難となった場合

ウ. 自動終了

次の①から④の事由にあたる場合は、この契約は自動的に終了します。

- ① 利用者が、介護保険施設に入所した場合
- ② 利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合
- ③ 利用者が、死亡もしくは被保険者資格を喪失した場合
- ④ 事業者が、介護保険の指定を取り消された場合

1 1 事業所のサービスの特徴

(1) 介護給付費加算体制等

① 人 員 配 置 区 分	3 : 1 (利用者 : 看護・介護職員)
② 機 能 訓 練 指 導 体 制	1 名
③ 夜 間 勤 務 条 件 基 準	介護ユニット 2 に対し介護職員 1 名
④ 食 事 提 供 の 状 況	管理栄養士の献立による食事を食堂において提供

(2) ご利用の際に留意いただく事項

来 訪 ・ 面 会	来訪者は、面会時間を遵守し、必ずその都度職員に届出てください。
外 出 ・ 外 泊	外出・外泊は必ず家族（身元引取人）の同伴のもと行き先と帰宅時間を職員に申し出てください。
居室・設備・器具の利用	施設内の居室や設備、器具は本来の用法にしたがってご利用下さい。これに反したご利用により破損等が生じた場合、賠償していただくことがあります。
喫 煙	喫煙は原則として禁止します。
迷 惑 行 為 等	騒音等他の入所者の迷惑になる行為はご遠慮下さい。 また、了解なく他の利用者の居室等に立ち入らないようお願い致します。
所持品及び現金等の管理	ご希望により、別途契約に基づき施設職員が管理させていただきます。
宗教活動・政治活動	施設内で他の入居者に対する宗教活動および政治活動はご遠慮ください。

1 2 緊急時の対応

- ・従事者は、事業の実施中に利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに関係医療機関に連絡する等の適切な処置を講じるとともに、管理者に報告します。
- ・管理者は、緊急時に迅速かつ適切に対応するため、所要の訓練を実施するとともに、従事者の資質向上に努めます。

1 3 事故発生時の対応

サービスの提供中に容態の変化や事故等があった場合は、事前の打ち合わせに従い、主治医、救急隊、ご家族、居宅介護支援事業者、京都府、関係市町村等へ連絡し必要な

措置を講じます。また、事業者の責任において事故が発生したときはその損害を賠償します。

1.4 身元引受人等

- ・契約締結にあたり、「身元引受人」を定めるものとします。
- ・入所契約が終了した後、当施設に残された利用者の所持品（残置物）を利用者自身が引き取れない場合に備えて「残置物引取人」をさだめていただきます。
- ・引き渡しに要する費用については、利用者又は残置物引取人にご負担していただきます。

1.5 協力医療機関・歯科医療機関

- (1) 市立福知山市民病院 : 京都府福知山市厚中町2-3-1番地
- (2) 綾部市立病院 : 京都府綾部市青野町2-0番地の1
- (3) (医) 福富士会
 京都ルネス病院 : 京都府福知山市末広町4丁目1-3番地
- (4) (医) 翠生会
 松本病院 : 京都府福知山市土師宮町2丁目1-7-3番地
- (5) 京丹波町国民健康保険
 国保京丹波町病院 : 京都府船井郡京丹波町和田大下2-8番地
- (6) 協力歯科医療機関
 (医) 福富士会 京都ルネス病院 : 京都府福知山市末広町4丁目1-3番地

1.6 非常災害時の対策

非常時の対応	別途定める「消防計画」にのっとり対応をします。			
平常時の訓練等	別途定める「消防計画」にのっとり年2回以上総合訓練を、入居者の方も参加して実施します。			
防災設備 (特別養護老人ホームと共通)	設備名称	個数等	設備名称	個数等
	自動火災報知器	あり	防火扉・シャッター	8箇所
	非常通報装置	あり	屋内消火栓	8箇所
	漏電火災報知器	あり	消火器	30箇所
	避難誘導灯	36箇所	スプリンクラー	537箇所
	非常用電源	あり		
	カーテン、布団等は防炎性能のあるものを使用しています。			
消防計画等	消防署への届出日：令和5年7月14日 防火管理者： 藤田 良二			

1 7 相談・苦情の窓口

(1) 事業所

当施設ご利用相談室	窓口担当者 大槻 智也 ご利用時間 毎日午前9時～午後5時 * 電話又は面接によりご相談を受け付けます。 (月～金曜日 午前9時～午後5時) (土曜日 午前9時～正午) * ご意見箱を正面玄関ホールに設置します。 TEL 0773-59-2525 FAX 0773-59-2526
-----------	--

(2) 行政機関その他苦情受付機関

福知山市高齢者福祉課 介護保険担当係	所在地 〒620-8501 京都府福知山市字内記13番地の1 電話 0773-24-7013 FAX 0773-23-6537 受付時間 午前8時30分～午後5時15分 (土・日・祝日は除く)
京丹波町役場福祉支援課 高齢福祉係	所在地 〒622-0292 京都府船井郡京丹波町蒲生蒲生野487番地1 電話 0771-82-1800 FAX 0771-82-0446 受付時間 午前8時30分～午後5時15分 (土、日、祝日除く)
丹波市介護保険課 介護保険係	所在地 〒669-3602 兵庫県丹波市氷上町常楽211本庁第2庁舎 電話 0795-88-5266 FAX 0795-88-5283 受付時間 午前8時30分～午後5時15分 (土、日、祝日除く)
丹波篠山市長寿福祉課 介護保険係	所在地 〒669-2397 兵庫県丹波篠山市北新町41第2庁舎1階 電話 079-552-6928 FAX 079-554-2332 受付時間 午前8時30分～午後5時15分 (土、日、祝日除く)

京都府国民健康保険団体連合会 介護保険課介護管理係	所在地 〒600-8411 京都市下京区烏丸四条下ル水銀座屋町620番地 COCON烏丸内 電話 075-354-9090 FAX 075-354-9055 受付時間 午前9時00分～午後5時00分 (土・日・祝日は除く)
京都府社協・福祉サービス 運営適正化委員会 (京都府社会福祉協議会内)	所在地 〒604-0874 京都市中京区竹屋町通烏丸東入る清水町375 府立総合社会福祉会館5階 電話 075-252-2152 FAX 075-212-2450 受付時間 午前9時00分～午後4時00分 (土・日・祝日は除く)

(3) 苦情処理の体制及び手順について

○苦情の受付・報告 苦情は、ご意見箱、文書による手渡し、口頭、電話等適宜な方法により受け受領します。 苦情を受け付けた担当者は、苦情解決報告書に所要の事項を記載し、速やかに関係部署の責任者、総括担当者を経て解決責任者に報告します。
○苦情の解決 苦情解決責任者は速やかに苦情解決委員会を開催し、苦情内容を分析し改善策及び苦情解決の広報・周知要領について協議・決定します。

18 サービスの第三者評価の実施状況

実施の有無	有
実施した直近の年月日	令和5年12月4日
実施した評価機関の名称	京都府認知症グループホーム協議会
評価結果の開示	有

19 添付書類 別表 短期入所生活介護利用料金

20 重要事項の説明

短期入所生活介護のご利用を申し込まれるにあたり、この重要事項説明書により重要な事項を説明し交付しました。

事業者 京都府福知山市三和町友渕小字大原野79番地132

社会福祉法人 清和会みわ
施設長 谷掛 浩 印

説明者 職 種 _____

氏 名 _____ 印

私は、この重要事項説明書により、事業所の短期入所生活介護についての重要な事項の説明を受け同意します。併せて私の希望により、サービス提供を受ける場合はその費用の負担に同意すると共に、利用者及び家族に関する情報を、サービス担当者会議等において提供することに同意します。

令和 年 月 日

利用者 住 所 _____

氏 名 _____ 印

署名代理人 住 所 _____

氏 名 _____ 印

利用者との関係 ()

身元引受人 住 所 _____
(残置物引取人)

氏 名 _____ 印

利用者との関係 ()